

# 託送供給約款の変更認可申請について

---

平成29年11月  
東部ガス株式会社

# 1. 変更を希望する箇所（供給者切替時の申込み期限）

2

## 【概要】

現行約款においては、一般向けの2部料金の場合、供給者切替時の個別契約の申込み期限は「託送供給開始日の前日から起算して**5日前**まで」としてありますが、この運用を開始するにあたり、社内で再度検討したところ、ゴールデンウィークなどの連休の際には対応が困難なことが判明したため、新規参入の小売事業者様との申し合わせにより、これを「5営業日前」として運用させていただいております。

今般、託送供給約款への記載を実運用に合わせるため、上記の記載を「**5日前**」から「**5営業日前**」に改める変更を行わせていただきたい。

## 【託送約款本文】

### 10. 契約の申し込み及び成立

～略

－ 託送供給料金（2部料金）での個別契約の申し込みの場合 －

(13) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9(2)により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、託送供給開始日まで（ただし、供給者切替の場合は、託送供給開始日の前日から起算して**5日前5営業日前**まで）に、個別契約の申し込みをしていただきます。

## 【参考】

他社託送約款における申込み期限

大手3社様：5営業日前 S社様：10営業日

関東・北陸・中部地方の中堅事業者様：5営業日～15日前

## 2. 変更を希望する箇所（供給者切替時の申込み期限）

3

《運用が困難なケース》

＜スイッチング申込みからスイッチング完了までの期間＞ ※各事業者における作業が最短で処理された場合

スイッチ申込み	1 営業日		2 営業日		3 営業日		4 営業日	5 営業日 以降の定例検針日
申込受付	廃止取次依頼 (導管)	廃止取次受付 (旧小売)	結果報告 (旧小売)	マッチング 完了 (導管)	結果報告 (導管)	データ準備 (導管)	保安情報提供 (導管)	スイッチ

【平成29年 カレンダー】

	4月27日	4月28日	4月29日	4月30日	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日	5月8日	5月9日	5月10日
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
現行約款	申込み	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目								
改定案	申込み	1営業日				2営業日						3営業日	4営業日	5営業日

営業日外

上段が、スイッチング申込みからスイッチングまでに行われる業務の概要ですが、小売事業者様とのやりとり等を含め、最短で処理された場合においても5営業日が必要となります。

例えば4月27日に申込みを頂いたお客さまの定例検針日が5月2日の場合、当社現行約款記載どおりに運用する場合、4月28日の1日間で廃止取次依頼～保安情報提供までの業務を完了させる必要があります。

休日の受付体制を整備したとしても、旧小売（当社以外の場合もあり得る）事業者が休日の場合は、旧小売が廃止取次受付～結果報告を4月28日の1日間で完了させる必要があり、導管側・小売側双方において運用が困難な記載となっております。

現在は、小売事業者様にご理解いただき、5営業日として運用させていただいております。